

## 京都市会基本条例の構成

### 前 文

### 第 1 章 総 則

第 1 条 目的 第 2 条 基本理念

### 第 2 章 市会の位置付けと役割

第 3 条 市会の位置付けと役割  
第 4 条 市会改革

### 第 3 章 議員の位置付けと役割

第 5 条 議員の位置付けと役割  
第 6 条 政治倫理  
第 7 条 会派

### 第 4 章 市民と市会との関係

第 8 条 市民との関係の構築  
第 9 条 市民との情報共有及び市民の市政  
への参画の機会の充実  
第 10 条 請願及び陳情の取扱い  
第 11 条 公聴会及び参考人の制度の活用  
第 12 条 会議等の公開の推進  
第 13 条 会議等の公開の方法  
第 14 条 広報の充実  
第 15 条 広聴の充実

### 第 5 章 市会と市長等との関係

第 16 条 市長との関係  
第 17 条 監視機能の充実及び強化  
第 18 条 市会の議決に付すべき事件等

### 第 6 章 議会運営の原則等

第 19 条 会期  
第 20 条 委員会  
第 21 条 会議等における質疑又は質問

### 第 7 章 市会の権能強化

第 22 条 専門的な知見の活用  
第 23 条 調査機関等の設置  
第 24 条 政策研究会の設置  
第 25 条 他の地方公共団体の議会との連携  
第 26 条 政務活動費  
第 27 条 事務局  
第 28 条 図書室

### 第 8 章 議員の定数及び議員報酬等

第 29 条 議員の定数  
第 30 条 議員報酬等

### 第 9 章 補 則

第 31 条 他の条例等との関係 第 32 条 条例の検討

### 附 則